

改正

平成26年4月1日告示第47号

平成28年4月1日告示第48号

平成30年8月13日告示第100号

南島原市地域物産開発販売支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農林水産物や鉱工業品といった地域資源を活用して、新商品又は新技術の研究開発及び新商品の宣伝販売並びに商品の改良に取り組む個人、地域団体及び中小企業者に対し、予算の定めるところにより、南島原市地域物産開発販売支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内に住所のある個人、地域団体及び中小企業者で、国税及び地方税を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に基づいて長崎県が指定した地域資源及びこれに相当すると市長が認める資源を活用した事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の全部又は大部分を委託するものについては、補助の対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第5条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市地域物産開発販売支援事業計画書(様式第1号)
- (2) 南島原市地域物産開発販売支援事業収支予算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定する。この場合において、市長は、必要に応じて当該申請者に事業の概要を説明させることができるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

- (1) 南島原市地域物産開発販売支援事業実績報告書(様式第1号)
- (2) 南島原市地域物産開発販売支援事業収支精算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(成果の報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る南島原市地域物産開発販売支援事業成果報告書(様式第1号)を事業実施の翌年度の3月末までに市長に提出するものとする。

附 則

この告示は、平成20年6月11日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成26年4月1日告示第47号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第48号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月13日告示第100号）

この告示は、平成30年8月13日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費、補助率及び補助金の額

地域資源の区分	補助対象経費		補助率及び補助金の額
	経費内容	経費科目	
長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産に関するもの	1 新商品又は新技術の研究開発に係る調査及び指導を受ける事業に要する経費	謝金 旅費 研究開発事業費 事務費 委託費	補助対象経費（国、県等の助成がある場合は、その額を控除した額）の2/3以内。ただし、1事業につき50万円（商品の改良に取り組む事業にあっては、25万円）を限度とする。
	2 新商品又は新技術の研究開発事業（試作及びデザイン研究開発を含む。）に要する経費		
上記以外のもの	3 開発された新商品の宣伝販売に要する経費		補助対象経費（国、県等の助成がある場合は、その額を控除した額）の1/2以内。ただし、1事業につき50万円（商品の改良に取り組む事業にあっては、25万円）を限度とする。
	4 その他新商品新技術開発事業として市長が適当と認めた事業に要する経費		
	5 商品の改良に要する経費		

経費科目の内訳

経費科目	内訳
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、委員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の借上（リース）、製造、改良又は据付に要する経費、外注加工費、技術コンサルタント雇入料、試験検査手数料
事務費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、賃金
委託費	調査研究委託費

備考

- 1 経費については、市長が特に認める経費を含む。
- 2 特許等の出願・登録手続に要する経費は、補助対象経費には含まない。